

北九州空港事務所からのお知らせ

北九州空港周辺では、航空の安全を確保するため、右記対象区域において高さ制限（進入表面・転移表面・水平表面）が設けられております。

（法律：航空法第49条）

つきましては、以下の行為を行う場合は、事前に高さ制限を超えるか否かを確認いたしますのでお気軽に下記までお問い合わせ下さい。

（1）対象区域内で物件等(※)を設置し、植栽し、又は留置しようとする場合

（※）物件等には、工事用クレーン・TVアンテナ・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機等も含まれます。

（2）対象区域内において、船舶を航行し、又は停泊しようとする場合

（※）「北九州空港周辺海域航行・停泊船舶へのお知らせ」をご覧ください。

航空の安全確保を図っていくため、みなさんのご理解とご協力をお願い致します。

※ お問い合わせ先

大阪航空局 北九州空港事務所

TEL：093-474-0204

MAIL：cab-kitakyushulm@gxb.mlit.go.jp

北九州空港の制限表面区域図

